

中井町自治基本条例策定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中井町自治基本条例（以下、「条例」という。）の素案（以下、「条例素案」という。）を策定する組織に関して必要な事項を定め、もってよりよい条例づくりに資することを目的とする。

(設置)

第2条 条例素案を策定する組織として中井町自治基本条例策定検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、町長の求めに応じ、条例素案の策定に向けて検討を行い、その結果を取りまとめ町長に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1名
- (2) 町教育委員会の代表者 1名
- (3) 町農業委員会の代表者 1名
- (4) 町自治会連合会の代表者 1名
- (5) 町商工振興会の代表者 1名
- (6) 町社会福祉協議会の代表者 1名
- (7) 町社会教育委員会議の代表者 1名
- (8) 町男女共同参画推進懇話会の代表者 1名
- (9) 行政関係者 1名
- (10) 公募者 3名

3 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する報告の完了する日までとする。

(公募者の選考)

第5条 庁内に、公募者を選考するための審査会を設置する。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は議長となり、会議を運営する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会の委員及び庶務は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めない事項は、会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月6日から施行し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 委員会の最初に開催される会議は、第7条の規定に関わらず町長が招集するものとする。